

## 第6回青森県環境審議会

日 時：平成20年10月24日（金）  
午後1時30分から3時30分まで  
場 所：青森県庁西棟8階大会議室

### 1. 委嘱状交付

#### (司 会)

本日は、ご多忙にも関わらずご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境政策課計画・管理グループリーダーの石坂と申します。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

お手元にお配りしている資料ですが、会議次第、委員名簿、出欠名簿、席図。そのほか、資料1、資料2、資料3。資料3は事前にお送りしておりましたが、改めて本日配布させていただいております。

お手元の資料を確認していただき、不足等がございましたらお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

ただ今から、青森県環境審議会委員の委嘱状を交付いたします。

蝦名副知事が皆様のところへ参り、委嘱状を交付いたします。

委員の皆様のお名前をお呼びしますので、その場でご起立の上、委嘱状をお受け取りください。

青山正和委員。

#### (蝦名副知事)

青山正和殿。

青森県環境審議会委員会を委嘱する。

委嘱期間、平成20年10月1日より平成22年9月30日まで。平成20年10月1日

青森県知事 三村申吾。よろしくお願いいたします。

#### (司 会)

阿部幸子委員

飯考行委員

石田幸子委員

内山操委員

小田光子委員

角谷千恵子委員

葛西瑛子委員

葛西恭子委員

工藤一彌委員

熊谷浩二委員

今田慶行委員

澤田庄一郎委員

嶋中由紀子委員

進藤順治委員

珍田典子委員  
對馬和義委員  
長尾キヨ委員  
糠塚いそし委員  
野坂ナリ子委員  
針生倅吉委員  
福士憲一委員  
藤田均委員  
本多輝夫委員

## 2. 開会 (司会)

ただ今から、第6回青森環境審議会を開会いたします。  
開会にあたり、蝦名副知事からご挨拶申し上げます。

## 3. 挨拶 (蝦名副知事)

本日は、ご多忙のところご出席くださり、誠にありがとうございます。

皆様には、常日頃から県政万般にわたって格別のご理解とご協力と賜り、心から感謝申し上げます。  
また、この度は、委員就任を快くお引き受けくださり、厚く御礼申し上げます。

最近の人口の増加や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の定着、拡大等によりまして、地球の温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での環境問題が顕在化しており、環境問題への関心は、世界的に一段と高まりを見せております。

このような中、従来の社会経済活動やライフスタイルの見直し、環境への負荷の少ない資源循環を貴重とする社会の実現が求められております。

18, 19日ですか、この間、奥入瀬溪流で車両規制したエコツーリズムということで、要するに環境を大事にしろということ。その時に電気自動車に乗っていただきました。大変、静かで、来年、幾らで売らなすかかって聞いたら400万円だと。100万円の助成金があるものですから実質の負担は300万円。ただ、ちょっと小型でございますから、これも大変だなと思っておりますが。

ところで青森県は、自動車を走らせることによって、ガソリン代を支払っている額が概算で大体1,200億だといわれているものであります。これを全部電気自動車に替えていくと、1キロワット当たり10キロ走るとして、約60億円位の電気料金で済むことになる。そうすると、1100億ほど浮くと。これが県内経済で還流すれば、相当の経済効果があると思っております。果たして、今、2050年に全部電気自動車ということでやっていきますと、おそらく、様々なスモッグも消えて、昼間でも富士山が見える。

そういうことで、環境問題というのは、ライフスタイルを見直して、多少コストが掛かっても地球全体を守っていくということが、ある意味大事なことではないかと思っております。

次期基本計画、低炭素・循環型社会の形成ということをして、本県としては、環境というものを大事にしていきたいと考えているわけでありまして。

皆様には、環境全般にわたる調査審議をお願いすることになりますが、「生活創造社会」の基礎となる、本県の豊かで美しい環境の保全と創造に向けた施策の推進に当たり、忌憚のないご意見・ご提言を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

平成20年10月24日 青森県知事 三村申吾。よろしくどうぞ。

#### 4．委員紹介

##### (司 会)

それでは、ここで改めて委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

青山正和委員です。弘前大学農学生命科学部教授をされております。

阿部幸子委員です。八甲田地区パークボランティア連絡会事務局長をされております。

飯考行委員です。弘前大学人文学部准教授をされております。

石田幸子委員です。弘前大学農学生命科学部教授をされております。

内山操委員です。社会福祉法人慈成会めぐみ保育園園長をされております。

小田光子委員です。弘前大学教育学部非常勤講師をされております。

角谷千恵子委員です。つがる森林組合主任をされております。

葛西瑛子委員です。社団法人青森県ユネスコ協会副会長をされております。

葛西恭子委員です。アムレス協議会会長をされております。

工藤一彌委員です。青森県総合学校教育センター高校教育課長をされております。

熊谷浩二委員です。八戸工業大学工学部環境建設工学科長・教授をされております。

今田慶行委員です。黎明郷リハビリテーション病院院長をされております。

澤田庄一郎委員です。日本地質学会会員でいらっしやいます。

嶋中由紀子委員です。社団法人青森県建築士会女性委員会委員をされております。

進藤順治委員です。北里大学獣医学部准教授をされております。

珍田典子委員です。青森市交通安全母の会副会長をされております。

對馬和義委員です。社団法人青森県猟友会会長をされております。

長尾キヨ委員です。自然観察指導員をされております。

糠塚いそし委員です。弘前大学大学院理工学研究科教授をされております。

野坂ナリ子委員です。野辺地町漁業協同組合女性部長をされております。

針生倅吉委員です。日本野鳥の会青森県支部長をされております。

福土憲一委員です。八戸工業大学学務部長・基礎教育研究センター長・教授をされております。

藤田均委員です。青森大学大学院環境科学研究科長・教授をされております。

本多輝夫委員です。青森県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長をされております。

山下祐介委員です。弘前大学人文学部准教授をされております。

なお、本日欠席されておりますが、

アタカ・コンサルタント事務所代表、安宅榮一委員。

弘前大学教育学部教授、猪瀬武則委員。

八戸工業高等専門学校助教、佐藤久美子委員。

青森大学薬学部准教授、関幸子委員。

西目屋村観光ガイド协会会长、工藤茂樹委員。

社団法人青森県観光連盟理事、田中久美子委員。

北里大学獣医学部講師、高松利恵子委員。

医療法人正恵会石田温泉病院総看護師長、三浦みや子委員につきましても、委員にご就任いただいております。

#### 5．会長、副会長の選任

##### (司 会)

それでは、会議に入ります前に、本日の会議の成立についてご報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっております。

すが、本日は全委員数 33 名中、25 名の委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に審議会の運営につきまして、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることとなっております。

また、会長を補佐する副会長を置くこととなっております。

今回は、委嘱後、初めての審議会ということで、会長、副会長を選任する必要がございます。つきましては、会長、副会長選任にあたって、仮議長を決めたいと思います。仮議長につきましては、事務局に一任いただいてもよろしいでしょうか。

**(委 員)**

異議なし。

**(司 会)**

それでは、事務局への一任をいただきましたので、藤田均委員に仮議長をお願いしたいと思います。皆様、如何でしょうか。

異議なしのご意見だったと思います。藤田委員につきまして、仮議長をお願いしたいと思います。藤田委員には、大変恐縮ですが、前方の議長席にお着きいただきたいと思います。

**(藤田仮議長)**

仮議長をご指名いただきました藤田でございます。会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

早速ですが、会長の選任に入りたいと思いますが、失礼して座らせていただきます。

会長は、先ほどのご説明のとおり、委員の互選により決めることとなっております。自薦、他薦でございますが、ご意見をお願いしたいと思います。

**(針生委員)**

はい。

**(藤田仮議長)**

はい、どうぞ。

**(針生委員)**

33 名の委員のうち、約半数近い 16 名の方が女性委員でございますので、どちらかを女性の方から出すのがやはり今の社会においては、当然のことだと思っておりますので、そのように提案いたします。以上です。

**(藤田仮議長)**

はい、どうぞ。

**(澤田委員)**

会長の推薦でよろしいでしょうか。

今回、退任されました会長が生活環境について、それから、退任された副会長は自然環境を専門とされていた。そういう意味におきまして、この会長はやはり環境問題、環境全般に関して広い知見を持っている方が相応しいと。

それから、この会を進めて下さるにあたって、この会員として経験をお持ちの方がいいのではないかと思います。

そういう2点から考えまして、今、仮議長をなさっている藤田委員が最も適しているのではないかと思います。

**(藤田仮議長)**

ありがとうございました。

ほかにご意見、ございますでしょうか。

先ほど、針生さんの意見については、何かございませんでしょうか。

特に意見がありませんか。

ただ今、お二方からご意見がありまして、一人は針生さんからですが、議長か副議長は女性の方ということで、もう一人は、澤田さん、澤田委員でよろしいでしょうか。私をご指名いただいたのですが。如何でしょう。

**(本多委員)**

針生委員がおっしゃいました、今回、出席している方で半数は女性の方ですので、女性の方を正か副かどちらかにした方が良いのではないかという意見でございましたが、今、澤田委員がおっしゃいました、環境問題のことになりますと、例えば、万が一ですよ、議長さんが何かあった場合、副会長さんが女性の方になった場合、果たして運営していけるのかどうかという形になると思うのですが。それでやっぱり、専門家の、私は藤田さんが会長で、副会長には澤田委員さんがなればよろしいのではないかと思うんですが。

**(藤田仮議長)**

ほかにご意見、ありませんでしょうか。

まず、会長の方ですが、どういたしましょう。私でよろしいでしょうか。

**(委員)**

異議なし。

**(藤田仮議長)**

そうですか。

まず、私が会長を務めさせていただきたいと思います。

今、副会長をこれから決めなくちゃいけないのですが、ただ今、副会長に澤田さんの声が挙がりましたけども、澤田委員は、地質学会ですね。地質学専門ということで。

**(針生委員)**

副会長というのは一人だけなのですか。二名であれば、男子、女子と。

**(藤田仮議長)**

一応は、一人ということになるんですが。申し訳ありませんが。

**(針生委員)**

運用を緩めて、やはり世界を支えているのは半分以上が女性ということですから、青森県の半分以上は女性が支えているわけですから、是非、女性の方の中から。若い方がいいか、ご年配が良いかは定かでは

ないと思いますが、私は、2名の方が何かとよろしいのではないかと思います。以上です。

**(山口環境生活部長)**

事務局から説明をさせていただきます。

今、規約上は1名ということになっております。

折角のご意見ですので、ちょっと待ってください。

条例の話になりますと、ここで事務局が判断してすぐ2人というわけにはいかない状況でございます。そういうことで、この場については、1名を選任していただければと思います。

よろしく願いいたします。

**(藤田仮議長)**

はい、分かりました。

私の希望なのですが、私がこれまで環境省でずっと仕事をしてきまして、主に自然関係の仕事をしてきたのです。北海道から沖縄までの自然をずっと見てきておりますが、やはり、副会長は、できたら私の専門じゃない、公害の方で選んでいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

女性というようなこともありますけども、できましたら私の自然の方をカバーしていただけるような方が有り難いのですが。

私の方に選ばせていただいてよろしいか、それともどうでしょうか。

**(針生委員)**

いいですよ、どうぞ。それはいいと思います。

**(藤田仮議長)**

皆さん、ほかの方、よろしいですか。

それでは、公害の関係の方で造詣が深い、私もよく存じ上げている福士先生に是非、副会長を引き受けていただきたいと思いますが、如何でしょうか。

**(委員)**

異議なし。

**(藤田仮議長)**

よろしいですか。

それでは、異議なしということでご協力をいただきましたので、大変申し訳ありませんでしたけども、副会長には福士先生になっていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

**(司 会)**

藤田委員には仮議長をお引き受けいただき、ありがとうございました。

それでは、藤田会長、福士副会長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

**(藤田会長)**

青森大学大学院で環境科学研究科長をしております藤田といたします。

青森大学の方に参りましたのは、今から10年前、1999年で、それまではずっと環境省で自然保護関係を28年間にわたってやって参りました。

環境というのは、全て自然だけではなくて、公害の方も地球環境の方もやって参りましたけども、専門が自然ということですよ。

よく、環境というのは、主に3つの部門からなっておりまして、1つは自然環境、それからもう1つは公害環境、そして3番目が地球環境ということになります。

そのへん、まず自然なのですが、私は、先ほど、少し申し上げましたけども、北海道から沖縄までずっと点々とそこで生活しながら自然環境を保全して参りまして、見た印象なのですが、青森の自然というのは、平地までが四季がはっきりしておりまして、とても自然度という自然の質を評価する尺度がありますが、自然度が豊かです。9、10という原生林に近いような自然とか、自然の8という二次群でも自然が、自然美のウエートが高いような森でもあり、それよりもその大きな点なのですが、里山という私達が住んでいる近くの自然が全国一ではないと思うぐらいに素晴らしいと。そういった特徴がある自然環境を2年間ではあります、しっかりと保全、皆様のご協力に基づきまして守っていきたく思いますので、どうかご協力をお願いしたいと思ひます。

あと、公害の方は、福士先生に担当していただきたいと思ひておりますので、福士先生の方にも是非、よろしくお願ひします。

**(司 会)**

それでは、福士副会長、よろしくお願ひします。

**(福士副会長)**

副会長をやることになりましたが、八戸工業大学の福士でございます。

専門は、水環境工学、それから水処理工学を特にやっております。

今後、会長補佐をしますが、女性の心も理解するように努めて、鋭意努力していきたくと思ひます。

**(司 会)**

ありがとうございました。

それでは、誠に恐縮ではございますが、蝦名副知事は公務のため、ここで退席させていただきますので、委員の皆様にはご了承を賜りますようお願い申し上げます。

**(蝦名副知事)**

よろしくお願ひします。

## 6. 青森県の環境行政の概要説明

**(司 会)**

それでは、引き続き会議を進めて参ります。

これからの進行につきましては、藤田会長をお願いしたいと思ひます。

藤田会長、よろしくお願ひします。

**(藤田会長)**

それでは、不慣れではあります、これより会長役を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

まず、今回は、改選後初めての会議ですので、職員のご紹介、それから県の環境行政の概要につきまして、恐れ入りますが事務局からご説明をお願いいたします。

**(司 会)**

それでは、私の方から県職員の紹介をさせていただきます。

山口昇環境生活部長でございます。

次に環境政策課の職員を紹介いたします。

石塚伸一環境政策課長でございます。

山田光雄総括副参事でございます。課長代理を務めております。

太田均総括主幹でございます。循環・環境産業グループリーダーをしております。

沼岡健副参事でございます。廃棄物・不法投棄対策グループリーダーをしております。

工藤真哉総括主幹でございます。環境保全グループリーダーをしております。

次に自然保護課の職員を紹介いたします。

三上善弘自然保護課長です。

辻村章総括主幹です。自然環境グループリーダーです。

以上でございます。

#### (藤田会長)

ありがとうございました。

続きまして、青森県の環境行政の方もお願いしたいのですが。

#### (司 会)

続きまして、山口環境生活部長より環境行政の概要についてご説明させていただきます。

#### (山口環境生活部長)

それでは、簡単に本県の環境生活部の概要についてご説明させていただきます。座ったままで失礼いたします。

まず、資料1をご覧くださいと思います。

お手元に配布しております資料1でございます。

1ページ目をお開きいただきしたいと思います。

青森県の行政組織図にありますように、環境生活部では、生活環境及び自然環境の保全に関する事業を所掌しております。上の方にその概要をそれぞれ記載しております。

次に2番目でございますが、環境生活部の構成についてであります。5課、1室、2出先機関及び4下部機関で構成されております。

このうち、部内のうち環境関係では、環境政策課、自然保護課、県境再生対策室で環境行政に関する事務を所管しております。

また、次のページをお開きいただきと思いますが、環境生活部の職員の状況については、職員総数245名となっております。

次、3ページをお開きいただきしたいと思います。

当部の所掌の事務であります。生活環境及び自然環境の保全に関する事項、それに青少年の健全育成、男女共同参画、消費者の保護、交通安全、文化振興、これら県民の生活に密着する関連業務も併せて所管しております。

次に4ページをお開きください。

環境政策課、自然保護課、県境再生対策室の分掌事務については、3ページから4ページにそれぞれ項目ごとに記載しております。

次に当部の予算関係ですが、5ページをお開きください。

平成20年度の当初予算につきましては、5ページの1番下にありますように、

1つとして、環境と共生する循環型社会の創造。

2つとして、安全・安心で快適な社会の創造。

3つとして、健やかで安心して暮らせる社会の創造。

4つとして、青森の豊かさを知り、夢をもって未来を拓く社会の創造。

5つとして、生活創造推進プランに掲げる5つの社会像を実現するための仕組みづくりの5項目を主要施策として、それぞれの事業を展開することにしております。

6ページ以降、次のページをお開きいただきますが、当部所管に係る一般会計当初予算の総額は、89億4044万余となっております。

5つの主要施策のうち、環境行政に関する施策であります「環境と共生する循環型社会の創造」の主な事業につきましては、10ページ以下のとおりとなっておりますので、16ページまで、それぞれずっと事業を記載しております。それを一つひとつ申し上げるのには、今日は時間がないのでお許しいただきたいのですが、後ほど、当部の事業についてご覧いただければと思います。

駆け足で申し訳ございませんが、以上が環境行政の概要でございます。

**（藤田会長）**

ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明、パッと見ただけですぐには分かりづらかったかと思いますが、とても要領よくご説明いただいたと思います。

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

大体、お分かりになりましたでしょうか。

環境生活部の予算というのは、89億円もあるということで大きい額ですよ。

特に、あまり物を作るというようなことではない予算で、箱物なり、そういうものは本県は少ないと思いますが、その中でも89億円ですから。

**（山口環境生活部長）**

県予算全体に占める割合が非常に小さく、県の当初予算ベースですと7000億を超えておりますので、そのうちの89億円。そのうちのかなりの部分は、県境再生対策室の不法投棄の撤去料に回されております。

**（藤田会長）**

自然問題で、今、1番問題になっておりますのが、この不法投棄の問題なんですが。

何か、ご意見、ございませんか。

なければ、また後でご意見、ご質問があればお受けしたいと思います。

次に進みたいと思います。

今度は、環境審議会の概要につきまして、お願いいたします。

## 7. 青森県環境審議会の概要説明

**（石塚環境政策課長）**

環境政策課長をしております石塚と申します。

私から、環境審議会の概要につきまして、ご説明いたします。

大変恐縮ですが、着席してご説明させていただきます。

それでは、資料2をご覧ください。

青森県環境審議会の概要という資料でございます。

まず、審議会の設置根拠についてでございます。

環境基本法第43条及び自然環境保全法第51条によりまして、都道府県は審議会を置くこととされておりまして、その組織等につきましては、青森県附属機関に関する条例で定められております。

次に審議事項につきましては、資料2の1ページの(2)にございますように、として、環境の保全に関する基本的事項を調査審議することとされており、具体的に申し上げますと、廃棄物処理計画の作成や環境計画の策定。公共用水域や地下水の水質の汚濁の防止に関する調査・審議などがございます。

また、として温泉法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、その権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議することとされております。

具体的に申し上げますと、鳥獣保護事業計画や温泉の掘削許可に係る調査審議などがございます。

次に、委員の定数につきましては、ページをめくっていただきまして2ページ目の(3)に記載されているとおり、学識経験を有する者と温泉に関する事業に従事する者を合わせて35人以内とされており、今回、委嘱させていただいた委員は33名でございます。

また、(4)に記載されておりますとおり、温泉法第28条の規定により、温泉に関する知事の処分に関し意見の答申をするため、温泉部会が設置されておまして、定数は10人以内となっており、部会の議決が環境審議会の議決となります。

次に、委員の任期につきましては、(5)のとおり平成20年10月1日から、平成22年9月30日までの2年間となっております。

これまでの審議会の開催状況につきましては、環境審議会が3ページのとおりでございます。そして、ページをめくっていただきますと、温泉部会が4ページに記載のとおりでございます。

また、審議会の今後の予定につきましては、次回は来年2月頃に開催することを予定しております。青森県環境審議会の概要は以上でございます。

#### (藤田会長)

ありがとうございました。

ただ今のご説明に対しまして、ご意見、ありますでしょうか。

ございませんか。

私から質問させていただきますが、ここに書いてあります中で、環境審議会ということですが、資料2の一番最初の所で、自然環境保全法に基づくものもここで見るということによろしいのでしょうか。

#### (石塚環境政策課長)

はい、そうでございます。

### 8. 温泉部会委員の選任

#### (藤田会長)

分かりました。ありがとうございます。

そのほか、ありましたらお願いいたします。

それでは、ございませんようなので、続きまして、会議次第の8番目、温泉部会委員の選任というものがございます。温泉部会というのは、私、理解しているところでは、温泉を申請した時には、既設の温泉源に影響があるかどうかといったようなことで、そのへんを審議するという機関です。

青森県は、日本でも有数の温泉が豊かな所でいろいろ有名なのですが、そのへんを審議してほかの既設の温泉源の営業等に影響を与えないように、迷惑を掛けないというふうなことなのですが、

それで、この温泉部会の委員を選任したいと思います。

温泉部会に属すべき委員の定数というのは、10人以内ということになっております。どなたかにということで、多分、皆様にご意見を伺うことになりませんが、初めての方もおられますので、私の方が

ら指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(藤田会長)

では、勝手ではございますが、私の方から指名させていただきたいと思います。

まず、これまで温泉部会の実績、それから皆様方の役職等も参考にして、事務局からも意見をいただいておりますので、それに基づいて指名させていただきます。

まずは、本多輝夫委員。

それから澤田庄一郎委員。

3人目は、工藤一彌委員。

4人目が、今田慶行委員。

今日、欠席ですが、青森大学薬学部の関幸子委員。

三浦みや子委員。

飯考行委員。

田中久美子委員。

以上、10人ということですが、10人以内ということなので、以上8人を指名させていただきたいと思いますが、もう一度申し上げます。

本多輝夫委員。澤田庄一郎委員。工藤一彌委員。今田慶行委員。関幸子委員。三浦みや子委員。飯考行委員。田中久美子委員の8名であります。如何でしょうか。ご承認いただけますか。

(委員)

異議なし。

(藤田会長)

それでは、今の8人をもちまして、温泉部会の委員とさせていただきます。事務局の方、よろしく申し上げます。

それから、ただ今お願いいたしました温泉部会の委員は、来る11月5日ですが、温泉部会の開催予定になっておりますので、後日事務局から開催案内があるようですので、よろしく申し上げます。

## 9. 議事

(藤田会長)

その次に入らせていただきますが、その前に、議事録の署名者を選ぶということになっておりますので、今回、できましたら今田慶行委員と珍田典子委員をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。申し訳ありません、よろしく申し上げます。

それでは、続きましてその次、9番目、次第の9番目、諮問案件に移りたいと思います。

諮問書をお受けしたいと思います。

(山口環境生活部長)

諮問書

青森県環境審議会会長 藤田均殿

青森県知事 三村申吾

次の事項について諮問します。

オスキジ、オスマドリノ捕獲期間の制限について。

#### 諮問理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 12 条第 6 項に基づき、オスキジ、オスヤマドリの捕獲期間を制限したいので、これについての意見を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

#### (藤田会長)

ただ今、諮問書が参りまして、オスキジ、オスヤマドリの捕獲期間の制限ということで、オスキジとかオスヤマドリは、本来は狩猟鳥獣ということで、増やして、人工的に増やしてそれを狩猟鳥獣にして、狩猟が出来るようになってはいるんですが、どういうわけですから、あまり上手く育っていないということで、狩猟期間を少し短くしたい、制限したいと思います。

それでは、次第にしたがって審議を進めて参ります。

今のことにつきまして、自然保護課長さんから、ご説明をお願いしたいと思いますが。

#### (三上自然保護課長)

自然保護課長の三上でございます。

私から諮問案件についてご説明させていただきます。

恐れ入ります、座って説明させていただきます。

資料につきましては、事前にお配りしておりますが、事前にお配りしました資料に若干加えた部分がございますので、本日お配りしました資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

本配布いたしました資料 3 の 1 ページをお開きいただきと思います。

まず、捕獲等を制限する狩猟鳥獣の種類でございますが、これは、オスキジ、オスヤマドリでございます。

2 番にあります、捕獲期間を制限する理由でございます。

オスキジ、オスヤマドリの保護繁殖を図るため、昭和 40 年から 5 年ごとにその生息数を勘案しながら、捕獲期間を制限しております。

本年でその制限期間が満了となります。前回は、平成 15 年 11 月 1 日から平成 20 年、本年の 10 月 31 日まででございますが、この期間が満了になります。捕獲数から見まして、生息数の回復が十分でないということから、さらに 5 年間捕獲期間の制限を実施するものでございます。

3 番にございますが、捕獲を禁止する期間でございます。

毎年 1 月 16 日から 2 月 15 日までということで、本来 3 か月間ございます狩猟期間を 1 か月短縮するというものでございます。

4 番の実施期間でございます。

平成 20 年 11 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日までの 5 年間といたします。

5 番の捕獲期間を制限する区域でございますが、青森県一円ということでございます。

続きまして、2 ページをご覧いただきたいと思います。

これにつきましては、去る 10 月 14 日に行われました本諮問案件に関わります公聴会の結果でございます。7 名の公述人の方から意見をいただきましたが、いずれも賛成とご回答をいただいております。

続きまして、3 ページをご覧いただきたいと思います。

これは、今申し上げました公聴会の公述人名簿といただいたご意見でございますが、先ほど申し上げましたように、いずれも賛成となっております。

続きまして、4 ページをご覧いただきたいと思います。

これは、関係の法令を抜粋したものでございますが、本諮問案件でございます、資料の中ほどにございますが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、第 12 条第 2 項に基づきまして、県知事の権

限により捕獲制限を行うというものでございます。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと思います。

これは、過去15年間のキジ、ヤマドリ捕獲状況でございます。上の方がキジ、下の方がヤマドリでございます。いずれも減少してきているという状況にあり、また、捕獲します狩猟者の数も減少している状況となっております。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思います。

これは、今、申し上げました5ページの捕獲数、狩猟者の登録数をグラフで表わしたものでございます。

特に、平成14年度で急激な減少というものが見られるのがお分かりかと思いますが、その要因を調べてみたのですが、当時の気象条件等からは、特にこういう形で減ったのかという理由の特定は出来ませんでした。

このような状況を踏まえまして、さらに5年間の捕獲制限をしたいと考えております。

なお、9月の12日から10月の11日までの30日間でございますが、この期間に行いました青森県民政策提案実施要綱に基づきますパブリックコメントを行いました。寄せられたご意見はございませんでした。

資料の説明は以上でございますが、皆様方の方に事前にこの諮問案件に関わりましてご意見、ご質問についてご紹介を申し上げましたが、針生委員からご質問がございましたので、それについて引き続き回答したいと思います。

針生委員の方からは、事前に送付しました捕獲数のグラフのもとになる数値を示して欲しいというご要望がありましたので、今、ご説明しました資料3の5ページに具体的な数字を載せているということでございます。

また、同じく針生委員から国鳥でありますキジの保護、及びイヌワシ、クマタカの保護のために、キジ、ヤマドリを狩猟対象から除外すべきではないかというご意見がございました。これにつきましては、狩猟鳥獣の種類については、国におきまして法律で定める事項となっております。こういった全国的な見地から生息状況を考え、定められているという状況でございます。

県としましては、県内の生息数等を勘案しまして、その生息数に減少がみられる場合におきましては、今回の諮問案件のように、狩猟鳥獣に対して一定の制限を行うということなどにより、解消することとしております。

以上で諮問案件の説明を終わらせていただきます。

#### (藤田会長)

ありがとうございました。

ご意見、お願いいたします。

#### (針生委員)

意見ではございません。皆様方に是非知っておいていただきたいということが、今、三上課長さんからお話がありました。アメリカの国鳥は白頭鷺、日本の国鳥はキジ、いわゆる桃太郎の時代からのキジでございますが、それが狩猟対象となっている事実を国民、県民に知っていただきたいことがまず1つでございます。狩猟法というのは、十分私も存じていますが。

さらに、キジ、ヤマドリにつきましては、特にヤマドリにつきましては、青森県内にイヌワシが約10羽プラスマイナスぐらい、そして営巣地、巣ですね。巣が3つ、それを確認しているわけですが。本年度は、何故かしら疑問があるのですが、1羽もヒナが孵っていないのではないかなという厳しい事情でございます。

11月の2日、3日、青森県イヌワシ調査会の方で、また現地の白神山地で調査をするわけですが。

と申しますのは、昨年、ある1か所の巢の前で県内では著名なプロのカメラマンが派手な服装で巢の直前で写真を撮っている事実がございます。やはり、非常に繁殖の時期というのは、クマタカにしる、イヌワシにしる、非常に神経質になっておりますので、多分、その影響も去年はあったかもしれないし、それが今年のヒナの孵りに繋がっているのかもしれない。

やはり、こういう事実を皆さん方に知っていただきたい。それから住民の方にも知っていただきたいということがございますので、この場をお借りしてお話いたしました。

ヤマドリにつきましては、ここ10数年といいますが、里山からちょっと上がれば、例えば、雲谷、戸山、それから、梵珠山系に上がると1つの沢には大体1羽のヤマドリが確認できたのですが、まず今は滅多にヤマドリに会うことは出来ません。見るための意欲と獲るための意欲で、やはり違うのかなと私は感じております。

逆に、キジの方が凄く見掛けるようになりました。横内のあたりのいわゆる水田のすぐそば。いわゆる里山、青森市でいえば戸山のあたり、そういう場所に非常にキジが多くございます。何故かしらキジとヤマドリの変化の違い。私共、見る立場と獲る立場では、非常に立場が違うと思うのですが。私達も見ると、観察する立場では非常にそちらは減少するというのを皆さん方に知っていただきたいと思っております。

以上でございます。

#### (藤田会長)

今はオスキジとオスヤマドリの件ですので、イヌワシとはちょっと関係がないかなと思っております。

これまで、狩猟鳥獣ということで、オスキジ、キジやヤマドリを放鳥していたわけですね。ですけども、それほど数が増えないということで、これまで通り3か月間の狩猟期間を2か月間に短縮したいということの諮問なのですが。

ご意見、ほかにございましたらお願いします。

#### (山下委員)

事前にファクスを読ませていただいて、数字を見ていて思ったんですが、ちょっとこれ、専門ではありませんので、どういうことかということをお教えいただきたいと思っております。このままで、判断のしようがないと思っております。

つまり、キジに関していえば、狩猟者登録証を受けて、1人当たりの捕獲数が殆ど変わっていないというか、そういう形で数字が出てしまうと、本当に減っているんだろうかというふうに思わざるを得ないところが、この数字だけ見るとあるわけです。

ヤマドリの方も、この0.98と0.77なんていうのは、意味のある減少なのかどうかということも少し、これだけじゃちょっと見出せないなということが1つ。

逆にいうと捕獲するという形でしか把握できないのかもしれませんが、もう少し、減っているということについて客観的なデータがないと、どうもこれだけ差が出てくると、逆もあり得ると。つまり、狩猟者が減っていますので、登録者数だけでここに書いてありますが、登録者だけでなく、アマとプロ、楽しみにする人が段々減ってきている実情もあると思っておりますので、逆にいうと、キジやヤマドリという、どういふ害をもたらし得るのかということは分かりませんが、猿の問題もそうですけども、獲らなくなったということで逆にこの捕獲数が減っているのであれば、逆に言うとも増えているという可能性もあると思っております。そのへんちょっと、もう少し客観的なものが本当は欲しいなということですので。実情としてどうなのかということをお教えください。

#### (三上自然保護課長)

データの捕獲数という形でしか今は把握できないのですが、ここにありますように、捕獲数も

減っていますし、狩猟の登録者も減っているということで数字がこういう形で減ってきているというふうな状況でございます。

今、山下委員が言われましたように、客観的なものというのは、ちょっと、今、これよりないものですが、実際上、県の方でもキジとかヤマドリは放鳥もやります。狩猟の関係についてもいろいろやっておりますが。狩猟者の方の登録数イコール狩猟者の数と捉えていいと思うのですが。その方達もここ数年ずっと減少してきている傾向でございます。

ちょっと、資料につきましては、今、山下委員のご質問のあったことのご回答にならないかもしれませんが、今はそういう状況でございます。

**(藤田会長)**

ありがとうございました。

山下委員の疑問点は、結局、狩猟者数を増やしたらということなのではないでしょうか。それとも、この狩猟制限をすること。3か月を2か月にすることによって、逆に減ってきているのではないかと、ということなのですか。質問の意図がちょっと分からないのですが。

**(山下委員)**

質問の意図は、この5ページの表だけ見ればなんですが。捕獲数と狩猟者登録数が凄く相関していますので、狩猟者登録数の減少と捕獲数の減少が。そうすると、キジの場合は一人当たりの捕獲数でいえば一緒だということであれば、ここだけ見るとキジの数が減っているとは、という数字ではないだろうということです。

こういうことから判断できるのか、もう少しちゃんとしたキジの数、減っているんだというふうなものが出てくれば、判断のしようもあるのですが。これだけ見れば減っていないのではないかと、という反論が出来るということなんです。

**(藤田会長)**

分かりました。

多分、これは前提があると思うのですが。

6ページの方を見ていただくと分かると思いますが。キジとかヤマドリの数を正確に調査するというのは、相当予算と人手が掛かるということで、大体捕獲数をもって、捕獲数の第2の前提としては、捕獲数とキジ、ヤマドリの数は比例しているんだというふうな前提になっていますね。

それで見ますと、この捕獲数が減ってきているということは、結局は、キジ、ヤマドリの数も減ってきているんだというふうなことだと思っております。

どうですか。

**(針生委員)**

そのほかに、狩猟登録者数がありますよね。段々高齢になっていく、いわゆるペーパー免許と同じようにもっているけども撃たないという人もいるんじゃないかと。そしたら、撃っている人にとっては確率が逆に上がっているかもしれない。

**(藤田会長)**

ということは、益々少ないということになりますよね。

**(針生委員)**

キジ、ヤマドリの被害って、多分農作物に対する被害だと思うのですが。まず、キジ、ヤマドリが

いわゆる畑に来て食べるというのは、そんなにはないと思うんです。キジバトの方がいわゆる多いのではないかと。それに対しては、農家の方々は防鳥ネットなりを張って対処しますので、キジ、ヤマドリ  
の被害で悩んでいるというのは、市町村に上がってきてないでしょう。

**(三上自然保護課長)**

今のところ、そういうキジ、ヤマドリでというのは聞いておりません。

**(藤田会長)**

害鳥駆除の対象にはなっていないんですよ。狩猟鳥獣ということで。

**(三上自然保護課長)**

ちょっと補足ですが。

先ほど言いましたように、野鳥でございますので、その数を正確にといいますが、その数でも把握するというのは非常に難しい問題でございます、いわゆるここには捕獲された数をもって、こういう状況にあるという。実際にこういう形の資料をもって生息数自体が増えているんじゃないかというふうな推測という形で制限を継続するという形のものになるかと思っております。

**(藤田会長)**

ということで、山下委員よろしいでしょうか。

**(山下委員)**

すいません、長くなるかもしれませんが。ただ、基本的に害がないから大丈夫なんだということであると、ちょっと天然記念物の猿もそうですし、本来は無かったものが今、非常に大きな問題になっていて、地域の生活というものを脅かしているという状況もあるわけです。ですから、これがそういうふうになるかどうかというのは、まだこれから未知数だと思いますし、そういうことについては、やっぱり客観的に見守っていく必要があり、今回特に、今回のことについて私、反対だというわけではないんですが、今のところ。ただ、今、お聞きした限りでいえば、この数値は反対側にも読める数字でもあるし、それから平成 14 年度以降、急激な減少の理由も分からないということであれば、やはりもう少し量的な調査は大変かと思えますけども、やはり狩猟者へのヒアリングを含めた質的な状況把握というのが必要なのではないだろうかということをお付けして賛成だということでは。

以上です。

**(藤田会長)**

分かりました。ありがとうございました。

そのほか、ご意見ありますでしょうか。

**(進藤委員)**

初めてこの会議に出席させていただいたんですが。グラフの件は、山下委員と同じような質問があります。

もう一つなんですが、やはり動物の保全を考えていくためには、目標、目的があると思うんですが。キジにしてもヤマドリにしても、県が目標としている羽数というのが、どれぐらいのところであって、それに達した時には、この法律の期間を延ばす、もっと短くするというのは、どういうふうになっているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

**(三上自然保護課長)**

今のご質問に対してですが、キジ、ヤマドリ、この羽数があればいいという目標は特にはございません。これまで制限してきたものが、減という形で減ってきているという状況もあるということから、昭和 40 年から引き続きやってきたものでありますが、今、進藤委員からご質問がありました、何羽いれればいいんだろうかという、その点、決めてございません。

**(藤田会長)**

あれだと思うんですよ。害鳥でもないし、稀少鳥獣でもないんです。絶滅の恐れがあるわけではないんです。その中で、狩猟者に対しての狩猟免許を出すに当たりまして、相当お金を貰っていますので、そのための狩猟鳥獣として、今後とも維持していくということがこのキジ、ヤマドリについては必要なんですね。

ただ、このままでいきますと、それこそ青森県からはいなくなってしまうかもしれないので、なるべくその数を維持するために、狩猟期間を 1 か月短くしたいということなんです。よろしいでしょうか。

本多委員、どうぞ。

**(本多委員)**

この 6 ページのグラフなんです、平成 13 年度を起点にしキジもそうなんです、ヤマドリについては、平成 12 年度がガクンと減って、13 年度がまた凄く多くなって、それを最高にして平成 14 年からガクンと半分以下に減って、ずっとなだらかな線になっているんですが。ここの 13 年度のみだけは、12、13、14 年以降の評価判定というか、どうしてこういうふうな極端なグラフになったんでしょう。

**(三上自然保護課長)**

先ほど、申しましたように、平成 14 年度が落ちている訳ですが、事前に送付した資料の関係で、針生委員の方からお話がありまして、うちの方でもはっきりしたものがあるのかどうか調べてはみたんですが、先ほどご説明申し上げましたように、ここで何故こういう形で数が減ったのかということは、ちょっと原因の特定は出来ませんでした。

**(本多委員)**

これは、密猟とかそういうのが関係あるんじゃないですか。

**(三上自然保護課長)**

そういうものがあつたのかどうかも含めて、ちょっと原因は特定出来なかったということでございます。

**(藤田会長)**

原因が分かるといいんですが。はい、どうぞ。

**(糠塚委員)**

参考までに聞かせていただきたいんですが。

飼育して放鳥しているという話と、野鳥でありますからという話と、ちょっと交差していてよく分からないんですが。放鳥している数というのは、一体何羽ぐらいいるんでしょうか。年度によって違うと思いますが。

それから、テーブルの前半7年平均、後半8年平均とありますが、これは総計ではないんですか。

**(藤田会長)**

総計って何ですか。

**(糠塚委員)**

テーブルの数字の所、7年の平均、8年の平均ってありますよね。平均値じゃなくて、総計。

**(藤田会長)**

総計かどうかですね。

例えば、キジの所では、後半8年平均1.33は総計ということ。

**(糠塚委員)**

捕獲数と登録者数。

**(藤田会長)**

そちらね。

平均というのは、一人当たりの捕獲数の平均でして、当然、捕獲数は総計になりますね。狩猟登録者数の総計です。

**(糠塚委員)**

これは平均という意味じゃなくて。

**(三上自然保護課長)**

資料の方は申し訳ございません。上の2つの数字が総計で、下のものが平均ということでございます。

それから、先ほどの放鳥の数でございますが、平成20年度、キジにつきましては470、ヤマドリにつきましては30羽、今後、繁殖のためということで一応、放鳥してまして。

一応、放鳥した時は、足輪をつけて放鳥するんですが、狩猟関係の方から足輪がついた鳥、ついていれば何羽ぐらいと、なかなか足輪がついた鳥自体は狩猟されていないというふうなことは聞いております。

**(藤田会長)**

20年は300羽ですか、ヤマドリ。

**(三上自然保護課長)**

30羽です。470がキジでヤマドリは30でございます。

**(藤田会長)**

30ですか。少ないんですね。

はい、どうぞ。

**(青山委員)**

その狩猟制限に反対するわけではないんですが。ずっと昭和40年から狩猟制限をされていて、それ

なのにこの図を見ますと、ずっと下がりっぱなしなわけですね。ずっと下がりっぱなしなのに、これから5年間同じことをやって、本当に効果が認められるかというところが、ちょっとこれですと疑問なんです。

そうしますと、これは原因が分かっていないということなんです、実際にはもう少し科学的に原因というものを掴まないと、こういう制限する場合、本当に妥当かどうかというのは、判定できないのではないかと気がします。

本当に3か月を2か月にして1か月だけでは、ずっと減り続けるのであれば、もう少し期間を延ばさないといけない、ということも考えなきゃいけないんですが。当面、これを見てあと5年延ばされるということなんです。やはりもう少し何か科学的な、客観的なデータというものをつけて、何故減るのか。減らないための対策はどうしたらいいかと、もう少し、ただ単に、狩猟制限ということだけではなくて、もう少し客観的な根拠というのもつけていただきたいと、これはちょっと、今感じたことですので、意見として出してみます。

#### (藤田会長)

ありがとうございました。

制限期間をもっと長くするというとか、放鳥数をもう少し多くするとか。いろいろな方策が出ていますが、それは、どういたしましょうか。このことにつきましては。

#### (三上自然保護課長)

ただ今のご質問ですが、放鳥するというのは、年々予算等の関係がございまして、少なくなっているという現状も事実でございます。

また、実際には国が、先ほど説明申し上げましたように、例えば、狩猟件数についてとか、平均となった場合には、法律の方で、キジ、ヤマドリにつきましては、狩猟可能な鳥獣ということで認められていることございまして、法律が改正されないと禁止ということが出来ないということになっております。

5年間でずっとこれまで継続という形でやられてきたというのも、先ほど、減ったので数字が落ちていますが、何らかの理由によってある時期になると増加するというのも可能性というのも否定できないわけございまして、こういうことからこれまで5年ごとに生息数の状況を見ながら、制限について研究してきているという状況でございます。

今の具体的な調査等については検討させていただきたいと思います。

#### (藤田会長)

それでは、そろそろまとめないといけないんですが。この期間を3か月から今までどおり2か月にするという事は、よろしいでしょうか。

それでは、捕獲期間の制限につきましては、この案のとおり答申したいと思いますが。

そのほか、ただ今のご意見をいろいろ、かなり数多くの委員から、この効果について科学的なデータなり何なりを出してみたらどうかということがありました。かなりのご意見数だったものですから。

ただ、そうは言っても県の方も予算の都合もありますので、予算の許す範囲内で、ある程度はやっていただくということで、ということとは可能でしょうかね、事務局。

#### (山口環境生活部長)

科学的に、具体的にここまで県内、あるいはここまで獲っていいという調査については、かなり困難だろうと思っています。現実の話として、我々としては、狩猟関係、あるいは野鳥の会等のご意見を聞けば、やっぱり目にする数は段々減ってきている、ということ。それから、捕獲数も現実減っ

てきていると。科学的に幾らにすればいいのかという話がありますが、それを待つと制限すると間に合わないと思います。地球環境とCO2と同じように、事が起きてからでは間に合わないわけです。ですから、我々として今出来る、我々として出来る範囲は、まず制限していききたいという考え方から皆さんにご審議をいただきたいと。

これを科学的に幾らまで獲って、幾らまで伸ばすという話になると、これは相当厳しいだろうと思います。果たして出来るのかどうなのか、ということもちょっと心配になってきます。

ですから、我々としては、我々に与えられた範囲の中で、出来るだけ制限していききたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

**(藤田会長)**

今、部長さんからそのような意見が出されましたけども、よろしいでしょうか。科学的にはちょっと難しいなということですね。

今後、出来たら狩猟会の方々のご意見も付してもらえるとあり難いと思いますが。可能な範囲でやっていただくということになると思います。

**(針生委員)**

ちょっと。

**(藤田会長)**

はい、どうぞ。

**(針生委員)**

ちょっと思いついたことなんです。

狩猟登録者だけのことなんです。実際、狩猟をした方から届け出があるわけですね。そしたら、その届けをした人の数をここに入れれば、具体的な数字に近いものが出るのではないかと。登録者だけじゃなくて、実際出た人の数をやはり、というのは如何ですか。

**(對馬委員)**

それはその通り。狩猟登録をとっているから必ずしも獲っているとは限らないから。

ただ、皆さん、ちょっと勘違いしているんじゃないかなって。このグラフだけで判断してもちょっと困るんですよ。当然、減った減ったというのは、狩猟者が減っているんですから、これは捕獲数ですから、獲った人の数だけでグラフを表わしていますから。だから、狩猟者が減っているから、当然、グラフも下がるわけです。捕獲数でいってるから。

だから、全体のキジ、ヤマドリは減っているかということ、そうでもないと思います。

それから、今、ヤマドリとキジというのが、元々生息環境が違いますから、キジは本当に家の周りにいるわけで、その被害というのも結構あるんですよ、今。だから、余り大きい声で農業者に対して放鳥した、放鳥したということを書けない状態にあるんです。

りんごなんかも余り地上高くない所についているりんごは、もうみんなやられています。それから野菜でしょう。ヤマバトなんて問題じゃないです。

ヤマドリについては、奥山に生息しているものですから、農業、農家には余り悪戯しないと。そのへん、もう一遍考えてみる必要があるのではないかと、私は思いますよ。

**(藤田会長)**

ありがとうございました。

何か付帯意見をつけた方がいいというご意見がありましたら、お願いしたいと思いますが、付帯意見はないということでもよろしいでしょうか。こういう意見を付帯意見として、是非、盛り込むべきだということがありましたら。

**（青山委員）**

今、皆さんからご意見がありましたように、グラフの数字だけでは分からないというのは確かですので、やはり科学的、どのくらいいるかというのは、かなりラフでもいいんですが、やっぱり、今度5年間やった時に、実際にこの制限をしたことによって、増えたか減ったかというのは、ある程度、かなりラフなものでもいいんですが、何かデータなり調査結果なり、何か出していただかないと、折角これから5年間伸ばしても、本当にそれ、これを決めたことが効果あるのかどうか分かりませんので、相手になるかどうか分からないんですが、やはりこれの効果、この狩猟数じゃなくて、やっぱり実際にいるものが減ったか増えたか、ある程度、本当にラフなものでもいいんです。本当に増えたか減ったかというのをちゃんと出して欲しいと思います。それだけです。

**（藤田会長）**

5年間の延長ですよ。

今度は25年10月なんですね。如何でしょうか。ある程度の増減数につきまして出してもらいたいという意見がありましたけども。大変難しいことになろうかと思いますが。ある程度の根拠を示して予算が掛らないようなやり方で、こういうようなことだから数がこうなっていて変わらないというような、可能でしょうか、それも難しいでしょうかね。

**（針生委員）**

付帯意見はいいでしょう。これこれのものについては、今後何年かにわたっての期間中に、いわゆる科学的調査によって、再度検討するとか。

私達、委員が考えなきゃ駄目なんでしたら、議長と副議長、一緒にやらないと、あと誰か頑張ってくれれば。

**（山口環境生活部長）**

科学的にこれを証明するというのは、大変困難な話だろうと思っています。証明できないとすれば、次回の諮問はかなり難しいものになるだろうと思っています。そこまで、根拠を求められてくると、あるいは狩猟期間の制限、要するに国の法律の中で認められている部分をさらに県として制限するという根拠を科学的に求められると、かなり厳しい話になろうと思います。

ですから、そのところの付帯として、科学的なデータに基づきという話になりますと、非常に辛いことになると思います。果たして出来るのかどうなのかということです。

**（對馬委員）**

まず不可能でしょうね。

科学的にどうのこうのというのは、不可能だと思いますよ。

**（藤田会長）**

定性的に、定量的じゃなくて。

**（山口環境生活部長）**

仮に科学的に根拠を示した上で、じゃ、あと幾ら獲れるのかという所の根拠までは、また難しい話

になるだろうと思っています。総数をとってあげればいいのか。幾らぐらいなら適正なのか。青森県の県の中でどれだけが可能なのか、生息可能と認めればいいのか。そういうシミュレーションまでやるということになると、とてもじゃないけど、この諮問はできません。かなり困難な話だろうと思います。

**(藤田会長)**

事務局の意見も分かりますが、はい、どうぞ。

**(山下委員)**

数を最初に言った方がいいと言ったのは私ですけども。勿論、予算の関係もありますので、そこまでやるべきかどうかということなんだと思います。

ただ、その時に、今、チラッと言われかけた、野鳥の会は野鳥の会である程度暫定的に勘定しようと思えば出来る部分もあるでしょうし、他方で今聞いていると、狩猟者の中でも、減ったといっている人もいるみたいけども、いや、減っているわけじゃないんじゃないかと。キジについては、この数値から減ったとは言えないんじゃないだろうかというのが今出てきた話だと思いますので、そのへんのところ、ちゃんとヒアリングしつつ、考えていく。定性的にというのは、そういうことだと思います。

それで、基本的にはこれを保護するために証明しろというふうな話には、今っていないと思うんですが。逆にいうと、制限をずっとしてきて、どうも少なくとも狩猟、捕獲数だけから見ると、どんどん更に減っているようだという状況の中で、今の議論の中では、さらに5年間の捕獲期間の制限については実施してもいいだろうというふうな限定の上で、ただし、この5年間、これまでの期間についても、それから今後5年間についても、もう少しちょっとヒアリングを含めて、一体何が起きているのかということを中心に把握して、提示しながら進めて欲しいということではないかと思えますけども。

その際に、昨今の事情であれば、県の予算がないというふうなことが出てくるのであれば、もう少し、例えば野鳥の会とか狩猟会のもう少し積極的な協力を得ながら、数の勘定というのは野鳥の会で、絶対数は分かりませんが、例えば、している方、見ているのが好きで幾らでも数えている方がおられますので、ある意味では。そういう形での市民の協力、県民の協力というものを得ながら、お金の掛からない情報把握の仕方というものを進めて欲しいと思いますが、如何でしょうか。

**(山口環境生活部長)**

今の意見ですね、予算配置の基本は我々としてはあまり好ましい話じゃないので、どうしても必要であれば、何千、何億掛かろうとやらなきゃいけない話なんで、そこまで必要なかどうかという議論が必要だと思っています。

ただ、ヒアリングの話ですが、先ほど、課長からご説明申し上げましたように、事前の公聴会を開いております。野鳥の会もおられますし、それから鳥獣、猟友会の方からもヒアリングを受けた上で概ね当面5年間、賛成していただけるということで、この諮問をしている。ヒアリングは当然やっつての話ということでご理解いただければと思います。

**(藤田会長)**

それでは、こうしたいと思いますが。

まずは、この諮問内容については、期間短縮についてはこのままで了解すると。ただし、付帯意見としましては、この狩猟期間の短縮につきまして、効果を可能な限り調査して明らかにする、ということでは如何でしょうか。

やはり、これだけご意見も出ましたし、出来る限りヒアリングでも結構ですから、ある程度はまとめていただいて、その効果があったのかどうか、科学的に。この5年間の間、ご検討いただければと思います。

**(山口環境生活部長)**

それでは、公聴会のヒアリングの段階でもうちょっと工夫してみたいと思っています。  
猟友会さんもひとつ、よろしく願いいたします。

**(藤田会長)**

それでは、以上の意見を、狩猟期間の短縮につまましての効果を可能な限り明らかにするというようなことで、付帯意見をつけさせていただきたいと思います。

ちょっと休憩をして、今の付帯意見を付して答申ということになりますが。10分ぐらいでよろしいでしょうか。

では、15分まで、3時15分まで休憩とさせていただきます。

**(休憩)**

**(藤田会長)**

それでは、再開したいと思います。

皆様に配布していただきました。一応、答申としては諮問どおり異議がない、問題がないということで回答したいと思います。そのほかに付帯意見といたしまして、お手元にお配りしたように、5年間の延長期間における狩猟期間の短縮についての効果を可能な限り明らかにすること、ということをつけていただきたいと思います。

如何でしょうか。よろしいでしょうか。

**(委員)**

異議なし。

**(藤田会長)**

では、これで答申をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

答申

平成20年10月24日 青森県知事 三村申吾殿

青森県環境審議会会長 藤田均

青森県環境審議会に対する諮問事項について答申

平成20年10月24日付け青自然第314号で諮問のあった下記事項については、審議の結果、適当と認め別紙の意見を添えて答申します。

オスギ・ヤマドリ等の狩猟期間の制限について

実施期間は、平成20年11月1日から平成25年10月31日までとし、捕獲禁止期間は、毎年1月16日から2月15日までとする。

付帯意見ですが、5年間の延長期間における狩猟期間の短縮についての効果を可能な限り明らかにすること。

以上でございます。

(山口環境生活部長)

ありがとうございました。

(藤田会長)

それでは、本日の案件はこれで全部終了したということになります。

私、不慣れでして議事がスムーズに運ばなかったことをお詫び申し上げます。

今後もひとつ、議事の進行の方、よろしくご協力いただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会したいと思います。

事務局の方、何かありましたらよろしくお願いします。

## 10. 閉会

(司 会)

委員の皆様、お忙しい中、ありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして、山口環境生活部長からご挨拶申し上げます。

(山口環境生活部長)

天候が思うようにまかせない中、長時間にわたって熱心なご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

会長はじめ、委員各位には、心から感謝申し上げたいと思います。

我々としても、本県の環境をよりよいものにするために頑張っていきますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(司 会)

以上をもちまして、第6回青森県環境審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

以 上